

大阪市中央区大手前三丁目1番11号  
大阪府警察本部  
刑事部捜査第四課  
暴力団対策室長  
上岡 儀光 様

内容証明郵便と書留郵便でご送付

何者かよりの脅迫電話の件

前略

早速ながらご多忙中突然本書を差上げ、恐縮に存じます。

先日、電話で一部は御課の山原様にお話し申し上げましたが、現在、私が社長を務める大洋リアルエステート株式会社は、三菱地所株式会社とのトラブルに巻き込まれています。今回、書留郵便で別送(1)致しました昨年平成22年6月三菱地所株式会社代表取締役社長木村恵司様宛Eメール(赤線の部分ご参照)のごとく、三菱地所又はその関係者と推測される(確たる証拠は何もありません)者より脅迫電話と思われる連絡を受けました。その後、私の携帯電話には平均月1度位、相手不明の公衆電話からの着信はありましたが

、 1 回 目 の よ う な 言 葉 は 発 せ ら れ ま せ ん で し た 。

最 近 三 菱 地 所 と の 紛 争 は 一 層 激 し く な り 、 又 、 鹿 島 建 設 も 三 菱 地 所 に 加 担 し て 、 大 洋 リ ア ル エ ス テ ー ト 株 式 会 社 所 有 す る 土 地 上 の 御 堂 筋 フ ロ ン ト タ ワ ー ビ ル ( 北 区 曾 根 崎 新 地 1 丁 目 6 番 4 ) を 、 三 菱 地 所 の 指 示 ? で 、 撤 去 せ ず 、 不 法 占 拠 を 続 け て い ま す 。 又 、 三 菱 地 所 は 、 最 近 、 大 阪 地 方 裁 判 所 に 調 停 を 申 立 て 、 い つ の 間 に か 、 上 記 御 堂 筋 フ ロ ン ト タ ワ ー の 事 業 は 、 三 菱 地 所 、 鹿 島 建 設 、 大 洋 リ ア ル エ ス テ ー ト の 三 社 共 同 事 業 な ど と 真 実 で は な い 主 張 を し て い ま す 。

前 置 き が 長 く な り ま し た が 、 私 は 平 成 2 3 年 2 月 1 9 日 午 前 9 時 3 0 分 頃 、 グ ル ー プ 会 社 の 東 京 宿 泊 所 に 滞 在 し て い た 時 、 同 所 の 固 定 電 話 に 着 信 が あ り ま し た 。 電 話 に 出 な か っ た 処 、 電 話 は 切 れ ま し た 。 間 も な く 私 の 携 帯 電 話 に 着 信 が あ り 、 出 ま し た 処 、 す で に 電 話 は 切 れ て い ま し た 。 翌 日 ( 2 月 2 0 日 ) 同 じ く 同 所 に 宿 泊 し て い た 処 、 又 前 日 と 同 じ く 午 前 8 時 1 2 分 頃 、 固 定 電 話 と 携 帯 電 話 に 着 信 が あ り 、 私 が 電 話 に 出 る と 切 れ て い ま し た 。

( こ れ ら の 着 信 は い ず れ も 公 衆 電 話 か ら の 発



信でした。)

上記の出来事は、三菱地所や鹿島建設と関係がある事は絶対ないと信じますし、何の証拠もありません。しかし、冒頭に申し上げましたように、昨年6月の別送三菱地所木村社長宛Eメールにあります脅迫電話を受けただけでなく、昨年12月20日には三菱地所の駒田法務室長が(直前に電話で通知はあったものの)半ば強制的に面談を要請して来ました。この時も駒田法務室長はまず、大洋リアルエステートの固定電話に電話をして来て、担当者(堀内)は不在ですと言った処、その直後に私の携帯電話に電話をして来ました。この手口は非常に似ているように思われます。だからと言って、駒田氏やその関係者が最近の東京や昨年6月の電話をかけた人物であるとは断定する証拠は何もなく、そのような事実はないと信じたいと思います。

前述のごとく、最近三菱地所は大阪地方裁判所の調停を利用して、一方的に当方が悪いかのごとく事実をまったく反する嘘の理由を多数でっち上げ、出鱈目な理由を並べて、調停を利用して自社の利益に役立てる工作を行っています。

勿論、当方は調停日までにこれらの偽装工作



28  
2-10

を覆す完全な証拠を提出し悪人は当方ではな  
く三菱地所であることを大阪地裁の調停の場  
で証明します。

何れこの件は正式に裁判で明白になると思わ  
れませんが、三菱地所は裁判で敗訴となる計  
り知れない社会的な信用上の損失と莫大な経  
済的損失が発生する恐れがあります。上記か  
ら鑑み、調停が不調に終わりますと三菱地所  
は添付三菱地所の木村社長に昨年6月にお送  
りしたEメール赤線の部分のごとく私に危害  
を加えて裁判に出廷出来なくする方法を考  
えるのではないか？とまったく私の勝手な推  
測が頭から離れません。

この様な状況では大阪府警刑事部捜査四課が  
調査ただく事は到底不十分であり、取上げ  
ていただけない事は充分理解していただきます。  
かし、万一将来、私が日本又は外国で何者か  
に危害を加えられるという不測の事態が発生  
した時は、上記に述べました背景の存在を充  
分ご念頭に置いて、正式に捜査いただきたく  
お願い申し上げます。

尚、ご参考までに私個人や私が社長をしてお  
ります大洋リアルエステート株式会社におき



3.2.28  
12-18

ましては本件三菱地所が唯一のトラブルであり、他人より脅迫される覚えはありません。

昨年、世間では三菱地所とのトラブルにつき、大洋リアルエステート株式会社が三菱地所に大きな損害を掛けトラブルが発生していなるとの事実にもつたため、大洋リアルエステート株式会社は事前に三菱地所社長（一部証拠も添付して）約30頁に及ぶ当該関係者に説明する草案を送り間違っていただけと要請し、伊藤専務より守秘義務に違反するとの脅し？の見合をさせておきます。

しかし警察には私が危害に遭遇したときのご参考資料として草案をお預けしておくことは守秘義務違反にはならないと思われ、お預かり頂きたく考えお預けする可否をご返信いただけます。尚、本書は万が一の時記録のため内容証明郵便で送付いたしました。失礼を何卒お許しの程、重ねて



28  
12-18

お願い申し上げます。

草々

平成 23 年 2 月 28 日

大阪府中央区北浜 3 丁目 1 番 2 2 号

あいおい損保淀屋橋ビル 10 階

大洋リアルエステート株式会社 気付

チノ, 内正 右

この郵便物は平成 23 年 2 月 28 日  
第 11337394994 号書留内容証明郵便物として  
差し出したことを証明します 郵便事業株式会社

23.2.28  
12-18

郵便認証司  
平成 23 年 2 月 28 日



23.2.28  
12-18